

# 秘密保護法実施状況報告の改善を求める意見書

2015年（平成27年）11月19日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（以下「秘密保護法」という。）第19条に基づき、毎年、政府が国会に対し行う「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（以下「実施状況報告」という。）に関し、政府は、本年を対象期間とするものから、以下の点について改善すべきである。

- 1 行政機関ごとに作成されている特定秘密指定管理簿を、原則として、そのまま資料として添付すること。
- 2 特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」欄の記載が、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）で示された「事項の細目」の引用程度に留まる場合は、より具体的な内容を実施状況報告に記載すること。
- 3 2015年6月22日に公表された実施状況報告の第7項「有識者からの意見」に掲げられた情報保全諮問会議構成員からの意見を反映させること。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

当連合会は、秘密保護法に対して、法案段階から再三にわたって反対の意見を表明してきた。

その主な理由は、同法は、①「特定秘密」の範囲が広範であり、また極めて曖昧であること、そのため、②「特定秘密」の指定に当たって、行政の恣意が働く余地が極めて広いこと、③このような情報が漏えいすることに関して、処罰範囲が広く、国会の行政に対する監視機能が空洞化するおそれが高いこと、かつ、刑罰が重いことから、言論の自由及び知る権利を侵害するおそれが高いこと、④取扱者に対する適性評価制度はプライバシー侵害性が極めて高いことなどであった。

2014年12月10日に秘密保護法が施行された後も、同法の廃止又は抜本的見直しを求める当連合会の立場は、いささかも変わりはない。

一方で、現実に秘密保護法が運用され、特定秘密の指定がされている現状に

鑑みれば、言論の自由や知る権利、プライバシー権といった重要な基本的人権が不当に侵害されることをできる限り防ぐために、政府による同法の運用状況を厳しく監視していくことも必要であると考えます。この点からすれば、秘密保護法第19条に基づき、毎年、政府が国会に報告及び公表するものとされている実施状況報告の内容は、非常に重要である。

ところで、本年6月22日、初めての実施状況報告が国会に報告及び公表されたが、今回は、報告の対象となる期間が22日間と短いものの、A4判で本文11ページ、参照条文以外の関係資料を含めても21ページに留まり、その内容が十分であるとは言い難い。情報保全諮問会議構成員の有識者からも、実施状況報告の改善のための意見が提示され、同報告においてもその旨の記載がなされている。

今回の実施状況報告の内容では、言論の自由や知る権利、プライバシー権といった重要な基本的人権に対する不当な侵害をできる限り防ぐためには、不十分であると言わざるを得ない。

そこで、当連合会は、本年1年間を対象期間とする次回の実施状況報告から、少なくとも、意見の趣旨に記載した点について改善するよう求める。

## 2 特定秘密指定管理簿を資料として添付すること

特定秘密の指定の状況について、今回の実施状況報告では、第2項に記載がある。このうち、分野別や運用基準別の指定件数（実施状況報告書第2項(3)ア及びイ）の数値の公表は欠かせないが、指定件数だけでなく、具体的にどのような情報が特定秘密に指定されたのかが特に重要である。

また、情報保全諮問会議構成員の有識者からも指摘があったように、各行政機関において特定秘密の取扱業務を行う部署名（指定に係る特定秘密管理者名）や有効期間別の指定の状況のほか、指定されたそれぞれの特定秘密が「事項の細目」のどれに該当するかについても明らかにされる必要がある。「事項の細目」該当性については、「運用基準」で特定秘密の指定の要件とされており（「運用基準」II 1 (1)別表該当性）、指定された特定秘密の内容がある程度具体的に分かったとしても、どの「事項の細目」に該当するのかが分からなければ、その指定が妥当かどうかは判断できない。

これらの事項については、行政機関ごとに作成された特定秘密指定管理簿に記載されており、市民団体等の情報公開請求に対しても、その一部がマスキングされているものの、ほぼ全ての情報が公開されているものと言える。

そうであれば、実施状況報告に特定秘密指定管理簿そのものを資料として添

付することで、簡便で、かつ実効的に特定秘密の指定の状況を把握できる。

また、そもそも、特定秘密指定管理簿には、指定された特定秘密の内容は記載されていないはずであるから、資料として添付する際には、原則としてマスキングはすべきでない。

### 3 特定秘密の概要の具体的な記載

特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」には、どのような情報が特定秘密に指定されたかが記載されているものの、その具体性の程度は様々である。中には、「事項の細目」の文言を概ねそのまま引用しただけのものもある。このような記載では、その特定秘密が何に関する情報なのかがほとんど分からない。これでは、仮に特定秘密指定管理簿が実施状況報告に資料として添付された場合であっても、政府の恣意的な運用を監視するという目的においてはほとんど役に立たないと言わざるを得ない。

したがって、特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」の記載が、「事項の細目」程度の抽象的なものに留まっている場合には、その特定秘密のより具体的な内容を実施状況報告に書き込む必要がある。

### 4 有識者からの意見について

今回の実施状況報告の第7項に記載された情報保全諮問会議構成員からの意見のうち、その一部は、今回の報告に脚注として盛り込まれた。政府は、その他に提示された意見についても、次回の実施状況報告書への反映について検討を進めていくとしている（2015年7月2日の衆議院情報監視審査会における上川陽子担当大臣答弁）が、いずれの意見も妥当であり、実現すべきである。

以上